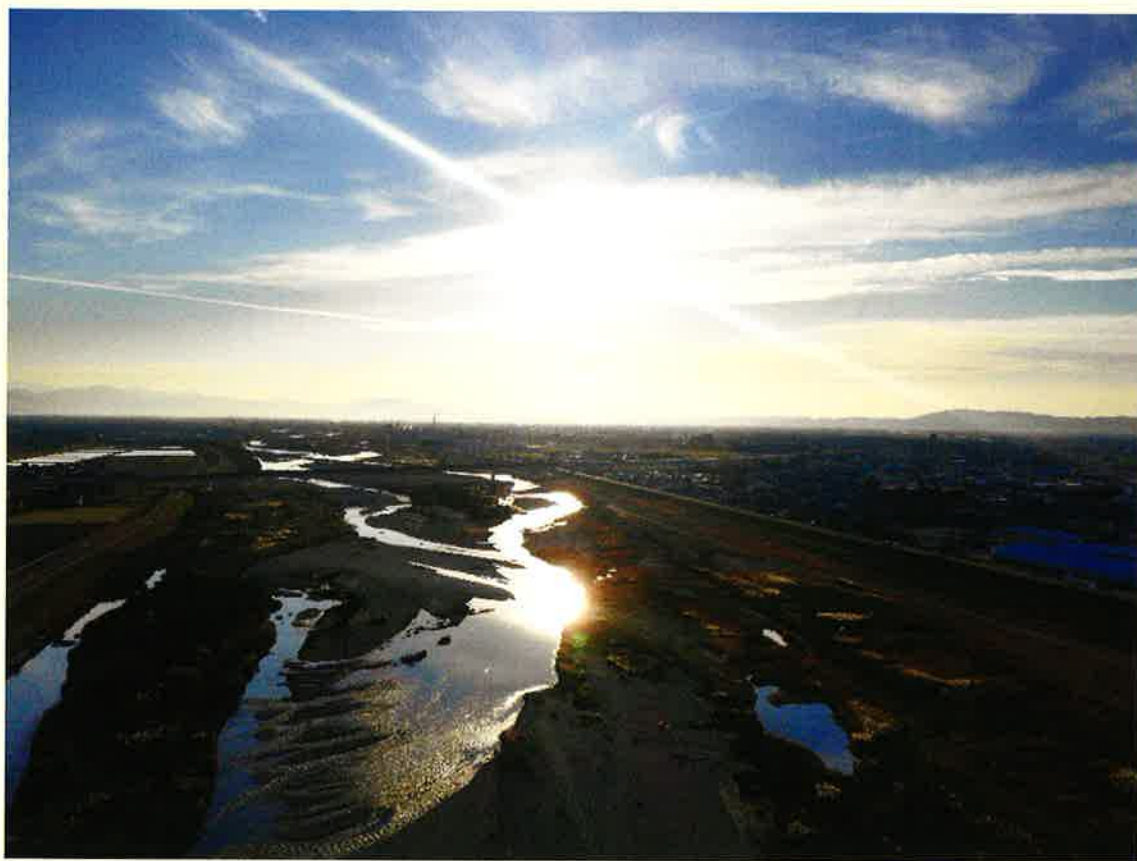


2022

会報 行政とやま



富山県行政書士会



Facebook



88

ホームページ



目次

| | | | |
|----------------------------------|---------------|-------|----|
| 1. 新年のご挨拶 | 富山県行政書士会会長 | 大塚 謙二 | 1 |
| | 富山県知事 | 新田 八朗 | 3 |
| | 日本行政書士会連合会会長 | 常住 豊 | 4 |
| あけましておめでとうございます | | | 6 |
| 2. 事業報告 | | | |
| ○令和3年度総務部事業実施報告 | 総務部長 | 川西 孝昭 | 10 |
| ○令和3年度法規部事業実施報告 | 法規部長 | 飯野 道子 | 12 |
| ○令和3年度企画研修部事業実施報告 | 企画研修部長 | 大岩 隆哉 | 13 |
| ○令和3年度広報部事業実施報告 | 広報部長 | 久郷 巖 | 15 |
| ○申請取次行政書士管理委員会報告 | 委員長 | 川西 孝昭 | 18 |
| ○令和3年度行政書士試験実施報告 | 試験場責任者 | 村田 寛司 | 19 |
| ○特定行政書士法定研修考査実施報告 | 考査責任者 | 渡辺 徹 | 21 |
| ○封印管理委員会事業実施報告 | 委員長 | 奥村 茂範 | 22 |
| ○富山県外国人材受入サポートセンター事業実施報告 | 相談員 | 川西 孝昭 | 24 |
| ○行政書士制度70周年記念式典に参列して | 副会長 | 澤田 智 | 25 |
| ○「日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会」報告 | 広報部長 | 久郷 巖 | 27 |
| 3. 支部だより | | | |
| ○富山支部 | 支部長 | 澤田 智 | 29 |
| ○中新川支部 | 支部長 | 新鞍 隆司 | 31 |
| ○下新川支部 | 支部長 | 三由 久雄 | 32 |
| ○高岡支部 | 支部長 | 飯野 道子 | 33 |
| ○射水支部 | 支部長 | 仙波 芳一 | 34 |
| ○砺波支部 | 支部長 | 上田由美子 | 35 |
| 4. 会員のひろば | | | |
| 10年の節目を迎えて | 富山支部 | 高倉 健 | 36 |
| 祈 新型コロナウイルス等 収束 | 下新川支部 | 飯村 芳雄 | 37 |
| 農地転用に係る業務で最近モヤモヤしている事 | 中新川支部 | 中川 猛 | 38 |
| 黒柴犬メスを飼っています | 富山支部 | 石橋真樹子 | 39 |
| 5. 新入会員紹介(4名) | | | |
| | 富山支部 | 新井 義人 | 40 |
| | 砺波支部 | 高田 昇 | 40 |
| | 富山支部 | 浦畑 勉 | 40 |
| | 高岡支部 | 田中 宏昌 | 40 |
| 6. 会員の異動 | | | 41 |
| 7. 事務所訪問 | 広報部 | 大岡 辰昇 | 43 |
| 8. 県政連だより | 富山県行政書士政治連盟会長 | 星野 克己 | 44 |
| 9. コスモス通信 | コスモスとやま支部長 | 中村 好孝 | 45 |
| 10. 会員処分の公表 | | | 46 |
| 11. 事務局だより | | | 47 |
| 12. お知らせ | | | |
| ○ホームページをご活用ください | | | 49 |
| ○行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の取扱いについて | | | 50 |
| ○会費の納入について | | | 50 |
| ○令和4年度定時総会開催日のお知らせ | | | 51 |
| ○メールアドレス登録のお願い | | | 51 |
| 13. 年齢早見表 | | | 52 |
| 14. 原稿募集について | | | 53 |
| 15. 編集後記 | | | 53 |
| 16. 表紙の写真 | | | 54 |

新年のごあいさつ

富山県行政書士会

会長 大塚 謙 二



新年明けましておめでとうございます。

会員のみなさまには令和4年の輝かしい初春を気持ちも新たにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より、本会の事業運営に温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の社会情勢は、昨年も新型コロナウイルス感染拡大が収束しないまま、4月には緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が発出されました。その後、様々な感染防止策を実施してまいりましたが、特に7月からは、異例のバブル方式により外部との接触を極力避ける感染対策を講じ、第32回夏季東京オリンピック、8月には東京パラリンピックを原則、無観客にて開催いたしました。世界のアスリートが一堂に会し、かつてないほどの団結力と連帯感を示し、世界中の人々に感動と勇気を与えてくれました。翌9月には、ようやくワクチン接種の効果が見え始めたのかコロナ禍も落ち着きを見せ始め、同月末に富山県でも、ステージ1に、さらに11月20日からは家族以外の人たちとの会食も人数制限が撤廃され、経済環境の立て直しに多くの事業者が、それぞれの事業活動を積極展開へとシフトいたしました。

他方で国民生活に目を向けますと、超高齢社会を迎える日本においても、政府はデジタルの活用により多様な幸せが実現できる社会、いわゆる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、9月1日、デジタル庁を設置しました。手続きの自動化・ワンストップ化や一人ひとりに合ったサービスの提供、さらには、いつでもどこでも自らの選択で社会に参画できる役割を果たすことを目指しています。

これらの目標実現に我々行政書士は、国民や小規模事業者が不安視するデジタルデバインド化に対する支援を行い、デジタル時代においても申請手続の代理が可能となるシステムの構築を図る必要があります。また、超高齢社会において、我々が国民から信頼を獲得するには何が求められるのか、そして行政との連携はどのように図られるべきであるのかについて積極的に提言し、行政との太いパイプの構築を目指すことが求められます。

このため、本会では昨年12月理事会において、「市民の権利利益実現促進特別委員会」設置を決めました。デジタル社会でも誰一人取り残されずに、そして、デジタル化されても各種申請手続は行政書士が引き続き担えるように、また、高齢者の終活を支援する富山県や市町村関係部署との連携を目的に設置したものです。まずはデジタル社会に欠かせない「マイナンバーカードの代理申請手続事業」を総務省と連携し、本年度末まで同特別委員会が中心になり精力的に活動を行う所存です。

このように、私たち行政書士の周辺は為すべき課題が新しく山積し続ける、大変目まぐるしく変化に富んだ環境ではありますが、本会におきましては、北陸3県としては最も多い会員数を維持しており、本年1月1日現在、昨年より10名の増加となり、会員総数は411名（個人会員404名法人会員7名）の大所帯となっています。私たちはこの大きな勢力を活かしつつ、先に述べた諸課題に取り組むことをもって、行政書士が法の支配を社会に及ぼす上での重要な役割を担う者として誇りを持ち、より一層、行政書士制度発展を目指さなければなりません。そして、この目標実現には、本会

会員のみなさま方全員による力の結集が必要とされるは言うまでもないことです。

的確な時代認識を持ちつつ、本年も、本会役職員一同一丸となり、引き続き諸問題に対し全力で取り組んでいく所存でありますので、何卒みなさ

ま方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

結びに、会員のみなさまのご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。





新年のごあいさつ

富山県知事

新 田 八 朗

明けましておめでとうございます。令和4年の初春を富山県行政書士会の皆様とともに寿ぎたいと存じます。

皆様には、日頃から県民と行政をつなぐ重要なパイプ役として、県政の円滑な運営に格別のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、私は、令和2年11月の知事就任以来、「県民目線」、「スピード重視」、「現場主義」を大切にした県政運営に努め、県民の皆様にお約束している八つの重点政策・八十八の具体策にも誠心誠意取り組んでまいりました。

昨年は、新たな成長戦略の策定を進めるとともに、「ワンチームとやま」連携推進本部会議による市町村との連携・協力の強化や、行政、産業・地域社会のデジタル・トランスフォーメーションの推進等を着実に進めてきたところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症の再拡大や記録的な大雪、高病原性鳥インフルエンザの発生など、県民の皆様の命や暮らしに関わる重大な事案に見舞われました。

これらの困難に対応し、乗り越えていくなかで、県民の皆様が豊かで安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいく決意を新たにしています。

依然として、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていますが、県としましては、県民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先課題として、引き続き感染拡大防止対策や経済対策に取り組み、県民の皆様とともに、この危機を乗り越えてまいります。

同時に、ビヨンドコロナを見据えた新しい富山県の未来をつくっていかねばなりません。

これからは、収入や健康といった外形的な価値

だけでなく、自己実現、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられること、主観的な幸福度を重視した「真の幸せ」（ウェルビーイング）を目指すことが、県民の皆様のやる気や意欲につながり、結果として、経済・社会の活力をさらに高めるものと考えています。

このため、現在議論を進めている新たな成長戦略では、県民の皆様のウェルビーイングの向上を図ることにより、次世代の価値を生む人材が富山に育ち、また、県外から引き寄せられて本県に集積することを核に据えることとし、「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」をビジョンとしていきたいと考えています。

本年も、県民の皆様とワンチームとなって、笑顔と希望に満ちあふれ、チャンスがあり、夢を叶えることができる、ワクワクすることがたくさんある富山県の実現に向けて一層努力してまいります。

富山県行政書士会の皆様には、行政手続等に関して、県民の「身近な専門家」、「頼りになる相談役」としてご活躍いただいておりますが、今後とも、社会ニーズに即した業務の改善とサービスの向上に努められますようお願い申し上げます。

新年にあたり、富山県行政書士会の限りないご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。



令和4年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

令和4年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日本行政書士会連合会の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地において、行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年、行政書士制度は70周年を迎え、10月には行政書士制度70周年記念式典を高円宮妃殿下の御来臨の栄を賜り開催することができました。高円宮妃殿下を始め御来賓の皆様、本式典に御協力いただいた全ての関係者の皆様に、改めて心から感謝申し上げます。私たち行政書士にとって、大変励みとなる式典になりました。行政書士制度が、これからも国民に寄り添い、国民から必要とされる存在であり続けるために、研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

昨今、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着きを見せつつあるものの、依然として国民生活や経済社会へ深刻な影響を及ぼしています。引き続き、政府が行う各種コロナ対策支援策の浸透に向け積極的に協力してまいります。

また、デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体と密接に連携を図り、国民の権利利益の実現並びに行政に関する手続の円滑な実施に寄与してまいりたいと考えています。

具体的には、昨年来、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル・デバイ

スの解消やなりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境を整えることを要望しており、引き続き対応を強化してまいります。また、属性認証や代理人との委任関係を確認できるシステムの構築を提案するとともに、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用について、国等への要望を更に推し進めてまいります。

また、デジタル社会の進展においては、その基盤となるマイナンバーカードの普及が必要不可欠であることから、総務省と連携し、本年より、マイナンバーカードの取得促進事業を推進いたします。各単位会で実施する相談会や会員による顧客対応の場面において、マイナンバーカードの取得申請を勧奨し、あわせて申請支援を行っていただくことを想定しています。富山県行政書士会の皆様におかれましても、御協力方、何卒よろしくお願い申し上げます。

「そうだ、行政書士に相談しよう!」という気運を高め、地域における身近な相談相手としての認識を深めてもらうためにも、行政書士がいち早くデジタル化に対応し、地域社会の発展を支えていく意識が肝要です。

今後とも各単位会、会員の皆様と連携、協力して、行政書士制度の更なる確立を図ってまいりたいと考えていますので、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が富山県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新年あけまして おめでとうございます

本年も、会員の皆様と一緒に **頑張るニャ!**



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん



あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



総務副大臣
衆議院議員
田畑 裕明



衆議院議員
上田 英俊



衆議院議員
橘 慶一郎



参議院議員
野上 浩太郎



参議院議員
堂故 茂

(本会顧問各位)





あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



富山市長
藤井 裕久



高岡市長
角田 悠紀



富山県議会議員
鹿熊 正一



富山県議会議員
中川 忠昭



富山県議会議員
渡辺 守人



富山県議会議員
武田 慎一



富山県議会議員
杉本 正

(本会顧問各位)





あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



名誉会長
野崎 清好



相談役
大島 満



相談役
松原 武



相談役
中川 一男



副会長
村田 寛司



副会長
澤田 智



副会長
寺井 和弘



副会長
伊井 恵子



あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



総務部長
川西 孝昭



法規部長
飯野 道子



企画研修部長
大岩 隆哉



広報部長
久郷 厳



令和3年度総務部事業実施報告



総務部長 川西 孝昭

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

総務部では、令和3年度の事業計画にもとづき、以下のとおり事業を実施してまいりましたので、ご報告いたします。

1. 各市町村など関係機関との連絡協調

①富山市との「成年後見制度利用に係る親族調査等業務委託契約」を更新しました。

・今年度受託件数

13件（令和3年11月30日現在）

②立山町との「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務委託契約」を更新しました。

2. 新入会員の事務所調査及び研修の実施

①令和3年10月8日(金) 10:30~17:00

新入会員研修会を、富山県民会館にて開催しました。

・新入会員18名参加



3. 業務報告の徹底

本会会則にもとづき、会員から提出された業務報告書の取りまとめを行いました。

なお、毎年の業務報告につきましては、本会会則第79条に規定されております。今後とも会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

4. (一社)コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部との連携と支援

「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務」及び新入会員研修会について、コスモスとやまとも連携しながら実施しました。

5. 行政書士試験の実施

令和3年11月1日(月)試験監督員会議を開催し、試験監督員の役割分担を確認し、同年11月14日(日)試験を実施、滞りなく終了致しました。

試験会場である富山大学（工学部・理学部）に挨拶（試験実施前）と御礼（試験実施後）のため、村田試験場責任者とともに訪問しました。

6. 特定行政書士法定研修・考査の実施

考査責任者・副責任者を総務部員2名が務め、法定研修及び考査を実施しました。



7. 収支・支出の適正管理

令和3年10月18日(月)、監事による今年度上半期の会計監査を受け、適正に管理されていることの確認を受けました。

8. 本会事務局の拡張に伴う引越し作業

令和3年12月21日(火)、総務部員で本会事務局の拡張に伴う引越し作業を手伝いました。



令和3年度法規部事業実施報告



法規部長 飯野 道子

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

令和3年度事業を、事業計画に基づき実施しましたので、ご報告申し上げます。

【法規部門】

行政書士関係法規集の改訂

令和3年6月4日に改正行政書士法が施行となりました。これに伴う各規則の変更等を盛り込んだ関係法規集を令和4年4月刊行に向け、法規部一丸で取り組んでおります。

また、この法規集改訂には①関係法規の調査、研究 ②会則、その他規則の調査 ③改正行政書士法への対応を含むものであり、関係各所からのご尽力頂き、進めております。

□第1回法規部会

令和3年7月12日(月) 午後3時～

内 容：今期事業計画の詳細について

出席者：副会長（担当）、部長、副部長、部員計9名

□第2回法規部会

令和3年9月22日(水) 午後3時～



内 容：関係法規集の改訂の担当及び調査について

出席者：副会長（担当）、部長、副部長、部員計8名

□第3回法規部会

令和3年11月2日(火)午後3時～

内 容：各改訂について確認及び対照表の作成について

出席者：副会長（担当）、部長、副部長、部員計9名

※会場はいずれも本会会議室

（今後の予定）

令和4年1月編纂終了

令和4年4月発刊予定

【監察部門】

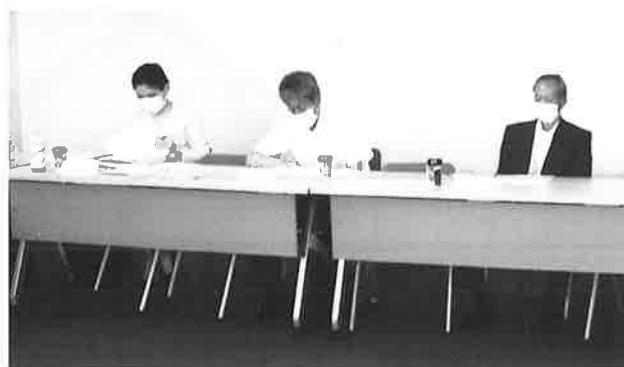
非行政書士行為排除のための取組み

□支部長・広報部・法規部監査部門合同会議

令和3年9月13日(月)午後3時～

場所：富山県民会館7階

令和3年度広報月間中における非行政書士行為（疑い）の報告はありませんでした。



令和3年度企画研修部事業実施報告



企画研修部長 大岩 隆 哉

令和4年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また会員の皆様の本年の更なるご健勝、ご活躍とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて企画研修部では、令和3年度の事業計画に基づき、部員一同で皆様のご協力のもと、以下の通り事業を実施してまいりましたので、ご報告させていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【企画部門】

1. 全国生活衛生同業組合中央会から要請を受けた支援事業を開始

中村好孝企画担当副部長を責任者とし支援担当者8名体制で、要請のあった同組合加盟事業者様に対し月次支援金の申請相談等の対応を行いました。結果、受付を開始した令和3年6月から同年11月末現在で合計67件の相談を受けております。

2. 屋外広告物講習会への講師派遣

富山県と富山市が共催する屋外広告物設置者事業者向けの「屋外広告物講習会」が令和3年8月6日にあり、企画研修部の吉村征一郎部員に当会割り当てプログラムについて講師を勤めていただきました。

【建設農林部門】

1. 建設キャリアアップシステム認定登録機関として業務開始

当事業は、建設キャリアアップシステムへの登録を希望する事業者・技能者の申請書類を、当システムの運営主体である一般社団法人建設業振興基金に代わり本会が受付～登録まで行うものです。

令和3年7月30日に一般社団法人建設業振興基金と業務委託契約を正式に締結し、同年9月1日より登録を希望する事業者・技能者からの申請を受付開始しました。山本和博建設・農林担当副部長を責任者とし総勢8名体制で業務にあたり、同年11月現在で合計2件の業務を処理しました。

建設業キャリアアップシステムの制度は今後の社会的要請に伴い登録件数が増えることが予想されますので、当取組にご協力をいただける方はぜひお声掛けいただければと思います。

【運輸交通警察環境部門】

1. 富山運輸支局への相談員派遣

昨年度に引き続き、自動車登録に関する相談受付窓口の相談員として、富山運輸支局に相談員の派遣を行いました。

【民事法務部門】

1. 研修会の企画・立案

地域住民に対するいわゆる「終活」の支援者として、会員の皆様が活躍できるような仕組みを整えることを目的として、令和4年2月に研修会を実施すべく準備を進めています。具体的な内容や実施方法について決定しましたら改めて会員の皆様にご案内する予定ですので大勢の方にご参加いただけることを期待しております。

2. 富山市空き家所有者等の特定に係る親族調査報告書作成業務委託の推進

昨年度に引き続き会員の皆様のご協力をいただきながら当事業を進めてまいりました。令和3年11月末現在における受託件数の合計は19件となっています。

3. 空き家・所有者不明土地問題に対する各機関

との連携

- ・国土交通省 北陸地方整備局 主催

令和3年11月18日

「北陸地区所有者不明土地対策連携協議会
講演会」出席

令和3年11月30日

「令和3年度北陸地区所有者不明土地対策
連携協議会講習会及び相談会」出席

- ・富山県 建築住宅課 主催

令和3年11月11日

「第15回富山県空き家対策官民連絡協議会」
「空き家対策に関する研修会」出席

- ・富山市 居住対策課 主催

令和3年11月25日

「富山市空き家対策官民連絡会議」出席

令和4年1月28日



「富山市空き家無料相談会」相談員派遣予定

【国際部門】

1. 外国人材とのコミュニケーション支援事業への協力

昨年度より富山県国際課と調整を進めておりましたが、今年度「外国人とのコミュニケーション研修」と題し、外国人の雇用を検討している事業者を対象にした研修会に当会も講師を派遣することになりました。当会の割当日は令和4年1月24日で「企業も知っておくべき入管法」というタイトルにて川西孝昭会員が担当します。会員の皆様におかれましては日頃取引をされている事業者様などに広くこの研修のアピールをしていただければ幸いです。



令和3年度広報部事業実施報告

広報部長 久 郷 徹



令和4年の新春を迎え、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

今年度、新たに編成された広報部では、令和3年度の事業計画に基づき、部員一同で、以下のとおり事業を実施してまいりました。ここにご報告いたします。

- ① 『会報行政とやま』第87号の発刊
- ② 各支部のご協力により役所等の関係機関へ相談会の告知を実施
- ③ 相談会の公告を北日本新聞及び富山新聞へ掲載
- ④ 富山県行政書士会事務所にて2回の無料相談を実施
- ⑤ 富山支部との共催で、総曲輪グランドプラザでの無料相談会を実施
(告知方法として富山支部の協力のもと回覧板による富山市全域への告知)
- ⑥ 各支部での無料相談会の実施
- ⑦ 本会ホームページに「富山県外国人材受入サポートセンター」のバナーを設置
- ⑧ 本会ホームページのお知らせに「建設キャリアアップシステム富山センター」の欄を設置

《令和3年 広報部会の実施状況》

第1回 7月20日『会報行政とやま』



- 第87号（盛夏号）の編集
- 第2回 7月30日『会報行政とやま』
第87号（盛夏号）の校正
- 第3回 11月8日『会報行政とやま』
第88号（新年号）の編集、「会員の広場」
投稿の依頼
- 第4回 12月14日『会報行政とやま』
第88号（新年号）の校正

9月13日 支部長・広報部・法規部監察部門合同
会議
広報月間の取り組みについて（新聞
広告等）

《本年の取り組み課題》

- ・建設キャリアアップシステム富山センターの一般への周知活動
- ・富山県外国人材受入サポートセンターの企業への周知活動

今年度の『会報行政とやま』から、ドローンを使って撮影した写真を表紙に採用しています。

今後ますますドローンの活用が期待されます。行政書士の活躍の場が少しでも広がりますように広報部では引き続き事業を実施していく所存です。





行政書士制度広報月間無料相談件数集計表

| 相談内容 | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | | | R2年度 | R元年度 | H21年度 | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|-----|----|----|----|----|-----|---|---|----|-------|-------|-------|-------|-----|------|------|-------|-----|----|----|----|-----|-----|---|
| | 面談 | | | | | | 電話 | | | | 合計 | H24年度 | H23年度 | H22年度 | H21年度 | | | | | | | | | | | |
| | 富山 | 中新川 | 下新川 | 高岡 | 射水 | 砺波 | 富山 | 下新川 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遺言・相続(墨記・税務対策含む) | 12 | 32 | 1 | 1 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 57 | 55 | 80 | 57 | 122 | 81 | 58 | 52 | 51 | 44 | 39 | 60 | 52 | |
| 各種契約 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 5 | 1 | 6 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 6 | 8 | 3 | 4 | |
| 贈与 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 売買 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 交換 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 請負 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委任 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消費 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消費 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 賃貸借 | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 8 | 1 | 2 | |
| 定款・内容証明・会計記帳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | |
| 定款 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 内容証明 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 会計記帳 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 不動産関係(登記・境界等) | 3 | 5 | | | 4 | 3 | | | | | | | 15 | 10 | 8 | 12 | 23 | 11 | 11 | 9 | 10 | 9 | 7 | 9 | 7 | |
| 戸籍関係(結婚・離婚・養子縁組等) | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 6 | 1 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | |
| 成年後見関係 | 5 | 8 | | | 1 | | | | | | | | 20 | 9 | 13 | 11 | 24 | 12 | 8 | 8 | 3 | 11 | 10 | 8 | 13 | |
| 交通事故 | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | |
| 損害賠償 | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| その他 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | 4 | 7 | 20 | 7 | 14 | 9 | 8 | 7 | 4 | 7 | 10 | 12 | 14 | |
| 許認可申請手続(建設・風俗営業等) | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | |
| 法人設立 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | |
| 土地開発 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 農地転用 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 7 | 5 | 7 | 7 | 8 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | |
| 自動車登録(車庫証明含む) | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 入管関係 | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 合計 | 23 | 48 | 1 | 1 | 5 | 0 | 11 | 7 | 1 | 2 | 2 | 101 | 101 | 100 | 135 | 107 | 213 | 128 | 107 | 113 | 78 | 91 | 85 | 106 | 105 | |
| | 16 | 41 | 1 | 1 | 5 | 0 | 9 | 7 | 1 | 2 | 2 | 85 | 85 | 76 | 120 | 76 | 178 | 130 | 73 | 69 | 71 | 95 | 87 | 78 | 85 | |

申請取次行政書士管理委員会報告

委員長 川西孝昭



日本に在留する外国人の在留期間更新許可申請等の在留諸申請や在留カードの記載事項変更等の手続については、地方出入国在留管理局への外国人本人の出頭を原則としていますが、その例外として、法定代理人が申請を行う場合のほか、地方出入国在留管理局長が適当と認める者（行政書士又は弁護士で所属する単位会又は弁護士会を經由して地方出入国在留管理局長に届け出た者等）について、外国人本人の申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請取次制度が定められています。

行政書士による申請取次制度は、平成元年6月に導入され、平成17年3月からは「承認制」から「届出制」に変更されました。

本会においては、令和3年10月末現在で届出を行っている申請取次行政書士は70名（前年同月比6人増）を数えます。

先般の入管法改正により新たな在留資格「特定技能」の創設もありましたが、在留外国人の増加によって、申請取次行政書士の役割も益々大きくなっていくのではないかと考えるところです。

さて、申請取次業務を希望する行政書士は、日行連が実施する研修会を受講し、効果測定を経て修了証の交付を受けなければなりません。そして、指定された書類等が所属単位会を通じて地方出入国在留管理局に提出され、地方出入国在留管理局は単位会を通じて「届出済証明書」を交付します。この証明書には有効期間があるため、引き続き業務を行う場合には、期間内に日行連が実施する研修会を受講して、単位会を經由して更新手続きを行わなければなりません。

当委員会では、名古屋出入国在留管理局に対する新規又は更新の届出に際し、申請取次行政書士管理委員会規則にもとづき、書類の不備等がないか、法令及び会則等に違背していないか等につい

て事前の審査を行っています。申請取次制度の適正かつ円滑な運営を図るため、会員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度委員会開催状況

| | | |
|-------|--------|-----------------|
| 4月8日 | 第1回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新1名 |
| 5月6日 | 第2回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新1名 |
| 6月3日 | 第3回委員会 | 審査対象者：更新2名 |
| 7月5日 | 第4回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新1名 |
| 8月5日 | 第5回委員会 | 審査対象者：新規2名 |
| 10月5日 | 第6回委員会 | 審査対象者：更新1名 |
| 12月8日 | 第7回委員会 | 審査対象者：更新3名 |

※既に交付されている届出済証明書の有効期間が切れると新規扱いとなりますのでご注意ください。更新を希望される場合には、有効期限の2ヶ月前までには本会事務局へ必要書類をご提出いただくようお願いいたします。

※日行連が実施する研修会については、日行連ホームページや「日本行政」をご参照ください。

令和3年度行政書士試験実施報告

富山県試験場責任者 村田 寛 司



本年度の行政書士試験の実施状況について報告させていただきます。

まず、今年度は、コロナ禍ではありましたが、試験責任者会議に出席し、コロナ対策他注意に関して確認して参りました。9月には、試験会場となる富山大学へ挨拶訪問を行っております。今年度はコロナ対策もありまして、理学部・工学部の2会場に分散して受験頂きました。会場の下見も慎重にさせて頂きました。

11月1日には行政書士試験監督員・本部員会議を開催しまして、基本マニュアル・レジメを基に試験当日の対応等を検討しました。特に今年度もコロナウイルス感染対策に関して時間を割きました。



例年同様に11月第2日曜日の14日に試験は実施されたのですが、当日は曇天の中での実施となりました。

受験者の体調管理・良好公正な受験環境づくり等について監督員・本部員の皆さんと打ち合わせながら進めさせて頂きました。今年、受験票の再発行手続はなく無事に受験されました。

近年の動向として、受験申込者数の減少傾向がありました。昨年度と同様に、昨年度の376名から今年度は441名と対前年度比+65名となりました。



全国的にも+7022名と増加に転じています。増加の要因は今後の分析となりますが、コロナ絡みも一因と思われます。

試験監督員・本部員の数は、受験者の三密を避ける意味合いから昨年度の40名より6名増となり、新しく監督員にお願いした会員の皆様には何かと気苦労をお掛けしました。

このように、何かと気疲れの多い一日ではありましたが、監督員・本部員・事務局員の皆様の協力と連携力により試験は無事に終了しました。

解答用紙を運送会社に手渡して試験本部に終了連絡を入れた後、本当に安堵いたしました。

試験結果の合格発表は令和4年1月26日となります。合格されて、その方々が新しい仲間となり、本会に参加されんことを希望し、試験当日の対応・運営等に参加された方々、更には、関係者の皆様に御礼を申し上げて、試験実施報告とさせていただきます。

参考

| | |
|------|-------|
| 申込者数 | 441名 |
| 受験者数 | 341名 |
| 受験率 | 77.3% |

事業実施報告

試験室 19室 (3室増)
試験監督員 38名 (6名増)
試験本部員 8名 (増減無)
合計 46名 (6名増)



特定行政書士法定研修考査実施報告



考査責任者 渡 辺 徹

令和3年度の特定行政書士法定研修は、コロナ感染症拡大防止のため、すべての講義について、中央研修所研修サイトからアクセスするビデオ・オン・デマンド研修システムで講義を行うことになりました。その研修修了者を対象に、10月17日(日)、富山県行政書士会会議室にて考査を実施しました。百島由希子副責任者を始め、関係各位のご協力のもと試験事務は滞りなく終了し、受験者は2名でした。

特定行政書士は、「行政不服申立手続」の知識及び実務能力の習得を目的とした法定研修です。講義科目は、行政法を中心としていますが、要件事実・事実認定論といった専門分野も学べます。講義時間は1時間×18コマです。

富山県では、令和3年10月現在で45名の会員が特定行政書士資格を取得し、活躍されています。

新しい行政不服申立制度は、平成28年4月より施行されました。日常業務を行う上で法改正に対

応するためにも、また以前学習したことの学び直しにもなります。

来年の実施は今のところ未定ですが、例年は日本行政4月号で詳細が発表されますので、是非この資格の取得を検討していただくようお願いいたします。

令和3年度講義日程及び考査会場

1. 講義期間及び講義方法

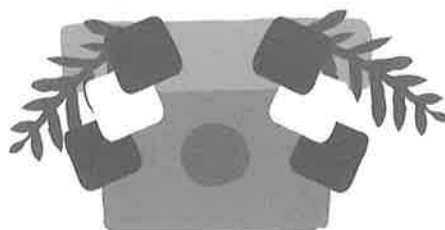
講義期間 令和3年8月上旬～9月中旬
講義方法 中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）を利用しての受講

2. 考査日程

令和3年10月17日(日) 14:00～16:00

3. 考査会場

富山県行政書士会会議室



封印管理委員会事業実施報告



委員長 奥村 茂 範

新春を迎え会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年も封印管理委員会の事業にご協力宜しくお願ひ致します。

さて、平成29年8月29日付にて「丁種封印の取付け委託許可」を頂き、本年度4年が経過し、現

在54名の方が「自動車登録業務に精通した行政書士」として名簿に登載され自動車登録関係業務で活躍されておられます。委託許可から令和3年10月迄の累計施封実績は1,586件になり毎年その利用実績は確実に増えております。

〈月別の実績〉

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| H29年 | | | | | | | | | 0 | 10 | 2 | 3 | 15 |
| H30年 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 30 | 20 | 30 | 56 | 34 | 33 | 211 |
| R1年 | 23 | 36 | 33 | 19 | 42 | 45 | 48 | 56 | 72 | 76 | 75 | 54 | 579 |
| R2年 | 38 | 75 | 111 | 60 | 63 | 113 | 101 | 138 | 194 | 120 | 76 | 121 | 1210 |
| R3年 | 78 | 190 | 230 | 153 | 156 | 163 | 122 | 132 | 190 | 172 | | | 1586 |

上記の封印実績は、毎月施封月の翌月10日迄に富山運輸支局に対し「封印取り付報告」しております。

：現在までの事業活動状況

1) 運輸支局窓口相談員日程打合せ会議

日 時 令和3年6月22日(火)

14:00~15:00

場 所 富山県行政書士会会議室

出席者 15名

協議事項

①運輸支局相談員の日程について

(令和3年7月~令和4年1月間の月末3日間の相談に対応)

②予想される相談内容(二輪車)の手続きについて

2) 封印管理委員会

日 時 令和3年7月21日(水)

14:00~15:00

出席者 6名

場 所 富山県行政書士会会議室

協議事項

①組織構成について

②今後の活動について

③その他 確約書締結後の報告の徹底

3) 封印管理委員会指定研修

日 時 令和3年8月23日(月)

14:00~15:30

場 所 富山県総合情報センター
セミナー室ABC

参加人数 (38名)

研修内容

①継続検査のOSS申請について

依頼人からの大量申請対応（実践編）
 〈VOD 研修〉

- ②丁種封印施封範囲の確認について
- ③緊急事態宣言発出に伴う自動車登録申請添付書類の有効期限に係る特例的取り扱いについて

4) 封印委員会指定研修（補修）

日 時 令和3年9月24日(金)
 14:00~15:00

場 所 富山県総合情報センター
 セミナー室 ABC

参加人数 (15名)

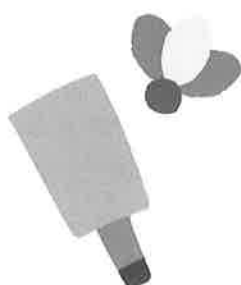
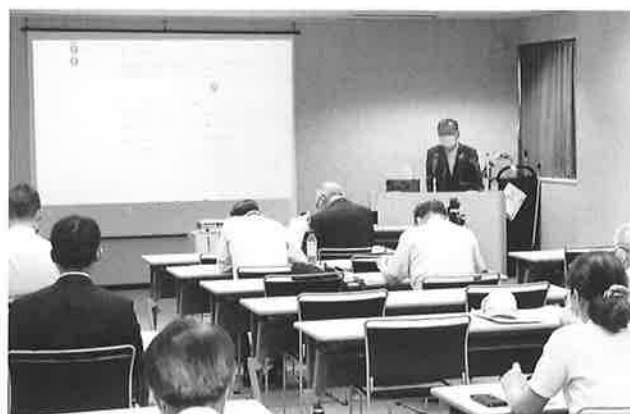


研修内容

- ①丁種封印施封範囲の確認について
- ②緊急事態宣言発出に伴う自動車登録申請添付書類の有効期限に係る特例的取り扱いについて

現在、月末の3日間、富山運輸支局へ窓口相談員を派遣しております。本年も2~3月は昨年同様窓口相談員の派遣（有償受託）に、取り組んでいきます。（現在調整中）

今後もコンプライアンスを遵守し、富山県行政書士会として「丁種封印」の取付け拡大に努力して参る所存ですので、積極的な活用を期待しております。



富山県外国人材受入サポートセンター事業実施報告



相談員 川西 孝昭

本会では、富山県内の外国人材を受け入れる各企業を支援するため、富山県商工労働部労働政策課と連携して、富山県外国人材受入サポートセンターを設立し、昨年度から運営してきました。

本年度も引き続き、外国人材の受入れを希望、推進されている県内企業を支援するための事業を実施いたしましたのでご報告いたします。

1. 富山県と共催して「外国人高度人材等受入手続きに係るセミナー」を開催

開催日：令和3年11月12日(金)

場 所：ホテルグランテラス富山

講 師：日行連申請取次行政書士管理委員会
前委員長 西川剛史 氏

テーマ：外国人材の採用と

手続きに関する留意点

当日は、県内の企業・団体の担当者や本会の会員など、計50名と多くの方々にご参加いただきました。



2. 行政書士による無料相談会を開催

セミナーの開催とあわせて、本会所属の申請取次行政書士による無料相談会を開催しました。

相談内容としては、外国人従業員を受入れるための具体的な要件や、在留資格「特定技能」に関するもので、相談者からは「行政書士の方と繋が



るきっかけがなかったもので、セミナーに参加して良かった。」という声も頂戴しました。

3. 当センターへ寄せられた主な相談内容

設立から現在までに、当センターに寄せられた相談内容としては主に、「海外に住む外国人の採用が決まったが、在留資格認定証明書交付申請の手続きが分からないので行政書士に相談したい。」というものでした。

行政書士制度70周年記念式典に参列して

副会長 澤田 智



去る令和3年10月26日、ホテルオークラ東京にて、行政書士制度70周年記念式典が開催されました。ご来賓、日行連役員、各単位会役員など、総勢約250名が出席され、徹底した新型コロナウイルス感染拡大防止策実施の下、終始厳かな雰囲気

の中で式典が執り行われました。

式典では高円宮妃殿下にご臨席を賜り、われわれ行政書士がこれまで様々な形で社会に貢献してきたことに対する温かい労いのお言葉を頂戴しました。

さらに、岸田文雄内閣総理大臣によるビデオメッセージを賜り、ご来賓の山東昭子参議院議長、大谷直人最高裁判所長官、金子恭之総務大臣からそれぞれご祝辞を頂戴しました。

また、総務大臣特別表彰及び日本行政書士会連合会会長特別表彰が行われ、富山会からは、岡田信義会員が総務大臣特別表彰を、伊井恵子会員が

日本行政書士会連合会会長特別表彰を受賞されました。

行政書士制度発展のためにご尽力された諸先輩方への感謝の念を強くするとともに、私自身が、一人の行政書士として世の中のためにできることを一生懸命に行っていきたいと、思いを新たにする機会となりました。



「日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会」報告

広報部長 久 郷 蔽



令和3年10月22日(金)午後2時から5時まで、岐阜県岐阜市のじゅうろくプラザにおいて、「日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会」が開催されました。

出席者は、日行連から常住豊会長・相羽利子副会長、本会からは大塚謙二会長・大岩企画研修部長・坂井事務局長と私の計4名で出席し、他の中地協各単位会からは39名の出席がありました。

中地協連絡会は、司会を宮本中地協副会長（岐阜会副会長）が務め、向井中地協副会長（石川会会長）の開会の言葉の後、森中地協会長（岐阜会会長）、常住日行連会長の順で挨拶があった後、座長に宮脇岐阜会副会長を選出し、会議に入りました。

最初に、常住日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」についての話があり、“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めるために、現在日行連が推進している①デジタル化対応②コロナ対策支援③行政書士法改正の推

進等、これまで以上に必要される国家資格へ向けて、熱く語られました。

続いて、各単位会からの意見・要望事項について概要の発表の後、日行連相羽副会長から回答をいただき、意見交換を行いました。

各単位会からの意見・要望事項は次のとおりでした。

愛知会：①行政書士試験受験者及び合格者に対する広報活動の実施状況②コロナ感染症緊急事態が収まった後の、行政書士申請取次事務/実務研修会の実施方法について

三重会：補助金申請におけるJグランツシステムの電子申請代行業務は行政書士行であることを強く推していくべきとの要望②日系外国人外国人の相続が増えてくることに関し、各国の相続法及び国際私法に関する法令集の作成依頼③会員管理の登録システム再構築について、日行連の進捗状況、実現時期の目標及び内容の開示の要望

石川会：①法教育における統一学習プログラムの

事業実施報告

策定することを日行連へ要望②申請取次研修課をVOD方式で実施する際の受講料の減額要望③押印廃止に伴うコンプライアンス研修を実施することを日行連へ要望③今後オンライン申請が主流になった場合の監察活動に関し「監察読本」の改定予定について

富山会①コロナウイルス終息後の会議や研修会のあり方②行政書士法改正に向けて国政への関わり方や今後のスケジュールについて

福井会①デジタル化が進む中で、各省庁やデジタル庁との協議の状況の開示②成年後見制度に関する行政書士の関わり方について、日行連の考えの開示要望



岐阜会：①電子申請化が進む中で、行政書士の資格者証明情報等の付与についての要望②職務上請求書の払い出し運用について、今後の方針について

以上の意見要望があり、日行連からはデジタル化、with コロナに対応すべく各省庁への働きかけは今後も進めていくとの回答があり、各各単体会からも活発な意見があり会議が進められていました。

最後に、坪川中地協理事（福井会会長）の閉会の言葉があり、会議を終了しました。

その後、会場を移して懇親会が開催され、和やかな雰囲気ですべてを終了しました。



富山支部



支部長 澤田 智

1. 行政書士制度広報月間における取組み

(1) 関係機関への協力依頼

令和3年9月下旬、富山支部理事が手分けをして、富山市内約40か所の関係機関・部署に、広報・監察活動に対する協力依頼文書、広報用ポスター及び窓口表示板を配付しました。

(2) 無料相談会の実施

令和3年10月1日及び4日の両日、本会事務所において、また、10月15日には富山市総曲輪グランドプラザにおいて、いずれも本会との共催で無料相談会を開催しました。

その結果、10月1日及び4日は合わせて22件、10月15日は41件の相談が寄せられました。

相談者全体の約40%が、市内全町内会の回覧板に差し込んだ広報用チラシを見て来られたとのことでした。

(3) その他

広報月間中の監察事案の報告はありませんでした。

2. 最近の動き

(1) 令和3年8月2日

第3回支部設立50周年記念事業特別委員会

(2) 令和3年9月16日

第4回正副支部長会・第3回理事会（ハイブリッド形式）

(3) 令和3年10月6日

第4回支部設立50周年記念事業特別委員会

(4) 令和3年11月5日

支部設立50周年記念座談会

(5) 令和3年11月22日

第5回支部設立50周年記念事業特別委員会

(6) 令和3年12月2日

第2回研修会

・第1部

【テーマ】マイナンバー制度について

【講師】富山市情報統計課職員

・第2部

【テーマ】相続業務における注意点



【講師】コスモスとやま研修部長
片山茂樹 氏

(7) 令和3年12月13日

第6回支部設立50周年記念事業特別委員会

3. その他

富山支部では、支部設立50周年記念事業として、令和4年2月10日に、記念式典・祝賀会及び藤井裕久富山市長による記念講演会の開催を予定しています。あわせて、記念誌の発行に向けて編集作業を進めているところです。



中新川支部



支部長 新 鞍 隆 司

令和3年7月1日から令和3年12月4日までに
おける理事会の開催、行政書士制度広報月間事業
の実施及び研修会の開催等を報告します。

1 理事会の開催について

(1) 令和3年度第2回理事会

| | |
|-----|--|
| 月 日 | 令和3年8月5日(木) |
| 方 式 | コロナ禍のため書面による |
| 出席者 | 支部長、副支部長等全員5名 |
| 議 案 | 報告事項 本会理事会への出席報告、本支部会 員の本会役員等への就任報告 |
| | 協議事項 令和3年度行政書士制度広報月間無 料相談会の開催、令和3年度第1回研 修会の開催延期 |

(2) 令和3年度第3回理事会

| | |
|-----|---|
| 月 日 | 令和3年11月2日(火) |
| 場 所 | 滑川市民交流プラザ |
| 出席者 | 支部長、副支部長等4名 |
| 議 案 | 報告事項 令和3年度行政書士制度広報月間事 業に係る広報活動の実施及び無料相談 会の開催、会員2名の退会 |
| | 協議事項 令和3年度第1回、第2回及び第3 回研修会の開催、行政書士法制定記念 無料相談会の開催 |

2 令和3年度行政書士制度広報月間事業の実施 について

(1) 広報活動の実施

官公署への広報月間ポスターの配付と説明
並びに窓口表示板の設置確認

| | |
|-----|---|
| 実施日 | 令和3年9月15日(木)他 |
| 訪問先 | 富山県立山土木事務所、滑川警察署、 上市警察署、滑川市、立山町、上市町、 舟橋村の7官公署 |
| 内 容 | 広報月間ポスターを配付し、説明した。 さらに、窓口表示板の設置を確認した。 |

(2) 無料相談会の開催

① 立山会場

| | |
|-----|---------------|
| 月 日 | 令和3年10月6日(木) |
| 場 所 | 立山町元気交流ステーション |
| 相談員 | 2名 |
| 件 数 | 1件(遺言相続) |

② 滑川会場

| | |
|-----|--------------|
| 月 日 | 令和3年10月7日(木) |
| 場 所 | 滑川市民交流プラザ |
| 相談員 | 2名 |
| 件 数 | 1件(成年後見) |

(3) 非行政書士事案(情報含む)

なし

3 2022行政書士手帳の配付について

令和3年11月26日(金)、2022行政書士手帳を希望
会員25名に配付した。

4 令和3年度第1回研修会の開催について

| | |
|-----|----------------|
| 月 日 | 令和3年12月4日(土) |
| 場 所 | 滑川市民交流プラザ |
| 出席者 | 5名 |
| 演 題 | 屋外広告物の申請業務について |
| 講 師 | 山村望梨子氏(富山支部) |

以上

下新川支部

支部長 三 由 久 雄



1 広報月間期間中における支部の広報活動

(1) 無料相談会の告知

例年、市町村広報担当部局へ広報誌への掲載をお願いをしているところですが、ここ数年掲載されないことが多くなっていることから、今回は盆前という早い時期に、また、掲載内容も具体的な表現にして、しかも、できるだけ役職の方へ掲載していただくよう強くお願いをして廻りました。

(2) ポスター等の配布

各市町村の企画・総務部門や農業委員会、警察署、県土木センター、県税事務所、建設業協会等へ広報月間の説明をし、ポスター掲示等の協力依頼を行いました。

(3) 無料相談会の開催

10月9日(土)午前10時から午後4時まで、魚津サンプラザにおいて無料相談会を実施いたしました。当日の相談者は3名でしたが、当日どうしても来られないという方の期日前の電話相談

も含め、相談者は計4名となりました。

相談内容は、全てが成年後見に関するものでしたが、合わせて相続の相談をされる方もその内2名おられました。

また、無料相談の開催を何で知ったかにつきましては、市町村広報誌を見てが2名、市町村から直接聞いたが1名、そして驚いたのがフェイスブックを見てが1名おられたことです。

2 研修会の開催

11月20日(土)ありそドーム研修室(魚津市)にて、講師 大巻利治先生(高岡支部)をお招きし「家族信託の活用について」と題して講演をいただきました。家族信託については東京などの都市部ではちょっとしたブームになっているようですが、地方ではなかなか進んでいないのが実情であります。今回、お話を頂いた事例は富山では先駆的なものであり、活発な質疑応答がなされました。



高岡支部



支部長 飯野道子

○10月広報月間の活動について

■10月4日(月) 午前10時～午後3時

会場：氷見市役所

相続・不動産や成年後見など11件の相談。

■10月6日(水) 午後10時～午後3時

会場：高岡市役所

相続や生前贈与等7件の相談。

※高岡支部では毎月同会場で無料相談会を継続しております。

- ・今回も幅広い分野に精通した方からの助言に相談者からありがたいとの声が上がりました。
- ・他1会場でも相談会を開催しましたが、来訪者がなく、今後の相談会の在り方を変えていく必要性を感じています。
- ・広報月間のみならず、行政書士の広報活動と市民貢献活動を日常的に続けていきたいと思えます。

○役員会

■11月25日(木) 午後2時～

○研修会&会員交流会

■11月25日(木) 午後3時～



会場：高岡市伏木コミュニティセンター

コロナがようやく落ち着いてきたため、リアルでの役員会・研修会&会員交流会を行いました。

役員会では、10月に開催した無料相談会の反省点を出し合い、今後の高岡支部の活動や広報について真摯に話しました。

研修会では、25名の会員に参加いただき、久しぶりに会う方々との挨拶も新鮮に感じられました。研修内容は、最も基礎的でありながら、行政書士の処分ともなりがちな業際問題（講師：広沢晶子氏） 職務上請求の取扱い（講師：寺井和弘県副会長） 内容証明（講師：畑雅俊氏）の実務的な研修を行いました。

参加者からは「意外と知らないことがあった」等、参加して良かったという声が上がりました。

最後に、会員交流会を開催しました。オンラインの時代がやってくるからこそ、オフラインの人脈・ネットワークづくりが仕事の鍵になります。地域の新人と業務歴が比較的長い方をつなぐことで、今後の高岡支部により良い変化があると感じた時間でした。



射水支部



支部長 仙波 芳一

①射水支部の広報月間期間中の広報活動について報告いたします。

平日日中に公共施設で行うのみであった無料相談会を、2年前からは、市内で多くの人が集まるショッピングセンター（アル・プラザ小杉、カモン新湊ショッピングセンター、パスコ等）で、平日だけでなく土曜日に開催する等、多くの人が集まりやすい工夫をしてきました。しかしながらコロナ禍に見舞われ、逆に人が集まるのが敬遠されるようになり、休止せざるをえなくなりました。

今年の広報月間相談会も規模を縮小し、「新湊交流会館」と「いみず市民交流プラザ」にて平日午後に行いました。相談は3件に留まりましたが、実際の業務につながりそうな相談もあり、広報活動としての相談会の意義を再確認する時間となりました。

また、支部員がそれぞれ行政書士ポスターを掲示し、支部長と副支部長が市役所及び各地区

センターの窓口を回ることにより、市内における行政書士の認知度を向上させていく活動も行っています。

②射水支部としては、役員改選後、初の広報月間であったため、この機会に役員が全会員の事務所を回りました。

これによって、支部会員とのコミュニケーションを図ることができた一方、定められたルールに則った事務所運営でできているか疑義が生じるケースもあるのではないか、という意見が出ました。

コロナ禍の収束により、上記相談会の拡充の他、行政書士が求められる役割もますます広がっていくことが予想されます。

我々としても、責任を持って使命を果たせる体制を確立し、行政ならびに市民活動に貢献できるよう、一層精進していきたいと思えます。



砺波支部



支部長 上田 由美子

① 令和3年10月の広報月間に先立ち9月に役員会を開き、分担して関係官公署にポスター掲示と無料相談会のチラシ配置をお願いしました。また同時に窓口表示板の設置状況の確認も行いました。

無料相談会は、10月9日の10時から15時まで、砺波まなび交流館で行いました。午前3名午後3名計6名の会員が相談員として参加し、当日は土地の売却や成年後見制度について2件の相談がありました。

② 昨年はコロナ禍により実施できなかった研修

会を、今年は検温など感染対策を取りながら11月11日に福野体育館会議室で開催しました。研修内容は、令和2年7月から始まった自筆証書遺言書保管制度で、富山法務局砺波支局から2名の講師に来ていただきました。会員17名が参加し、パワーポイントを使用してのわかりやすいお話の後、質疑も活発に行われました。

③ コロナ禍で、会員が親睦を深める行事ができない状況が続いていますが、何らかの集まりを企画できないか検討しています。



10年の節目を迎えて

富山支部 高 倉 健

富山県行政書士会より、本原稿の寄稿依頼があって初めて入会から10年の月日が経過している事を知りました。無我夢中で業務に向かい合う中で、時の経過は刹那にさえ感じます。

現在、私は土地家屋調査士を兼業しておりますが、土地家屋調査士の業務と行政書士の職域に属する業務は密接に関連しており、間断ない業務の遂行の為に、行政書士は今や不可欠な資格となっております。

行政書士会に入会した10年前、私は土地家屋調査士会で広報担当理事をしておりました。その頃、小学二年生の小さな女の子から境界標について夏休みの自由研究の題材にしたいからと取材を受けたことを思い出します。その女の子は下校中に赤や黄色や銀色のボタンが地面に埋まっている事に気付きます。帰路の友に指折り数えたそのボタンは41個にもものぼったそうです。地面のボタンが何を意味するのか、そんな純朴な疑問をぶつけてくれた女の子に境界標を設置する責任の重大さ

を再確認させてもらえる出来事でした。

一昨年の令和2年に改正土地家屋調査士法が施行され、その第1条には「土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」という使命規定が新設されました。この規定が設けられたのは、近年紙面を賑わす事が多くなった所有者不明土地や筆界未定地等の諸問題に対して解決の糸口を探る気運の高まりが背景にあると推察されます。

しかしながら、明文化されたことで満足し制度の上に胡坐をかくようでは資格者としての凋落は目に見えています。国民の傍に寄り添い必要とされる資格で有り続けられるかどうか、「じめんのボタン」の専門家として、また行政書士として培った法的ロジックも武器に今後の10年も社会の要請に応えられるような資格者でありたいと思います。



祈 新型コロナウイルス等 収束 出・入国者数 2019年を上回る水準へ期待

下新川支部 飯 村 芳 雄

2019年、発生した新型コロナウイルス等、今年こそ、収束することを祈っております。

コロナ禍で50周年式典 断念

昨年、収束を期待し、「第1回富山県青年の船50周年記念事業」の開催を計画していたが、コロナ禍で断念せざるを得なかった。

2020年2月、初代会長（第1回及び第2回以降を含めた会員で作る青船会）から「来年、第1回青年の船が出航して50年を迎える。40周年に引き続き、代表世話人をお願いしたい」と言われ、「分かりました。40周年以上に盛大な式典にしましょう」と快諾し、従来の記録映画鑑賞、情報交換・懇親会の他に、再度、参加者全員で船（富岩水上ラインを環水公園から中島閘門まで「fugan」等）で、日本で唯一の「パナマ運河」方式を体験し、富山県のPRもしようと計画を進めていた。

「富山県青年の船」及び「第1回」の概要

青年の船事業は、故中田幸吉知事が青年に期待した歴史的な事業で、常に、私達に「青年を見れば、その国の将来が分る。明日の富山県を築くものは青年である。これからの青年は広く海外を見聞し、交流を通じ、相互の連帯感を深め、その体験を職場や地域で生かして欲しい」と。

出・入国者数の推移

| | | 日本人 出国者数 | 外国人 入国者数 | | |
|------|-----|----------|----------|---------|--------|
| | | 万人 | 1971=1 | 万人 | 1971=1 |
| 1971 | S46 | 96.1 | 1.00 | 66.1 | 1.00 |
| 2001 | H13 | 1,621.6 | 16.87 | 477.2 | 7.22 |
| 2019 | R 1 | 2,008.1 | 20.90 | 3,188.2 | 48.23 |
| 2020 | R 2 | 317.4 | 3.30 | 411.6 | 6.23 |
| 2021 | R 3 | 48.2 | 0.50 | 25.5 | 0.39 |

中田知事、団員90人他、総勢116人が1971年（S46）9月27日、「にほん丸」で富山新港を出航し、釜山（韓国）に上陸—韓国—台湾—香港を訪問し、帰路は香港から「ウィルソン号」で、神戸港へ、そして、汽車で富山へ10月8日に帰った。

下船後は皆さん、各地域、各分野で今も活躍されている。尚、市町村長、3人、輩出しました。

2024年 「黒部の太陽」黒部ダム～樺平区間開通

2024年には世紀の大工事（延べ1000万人の労力と大破碎帯との遭遇、7年の歳月を要した）、三船敏郎、石原裕次郎が演じた、映画「黒部の太陽」の黒部ダム～樺平区間が開通する。

県民はもちろん、日本・世界各国から世紀の大事業を見学して頂きたいものです。

「日本から世界へ」「世界から日本へ」

活気みなぎる日本・世界へ復活

そのためには、日本、世界各国がワクチン接種、マスク着用等の徹底を図り、決められたことを守り、新型コロナウイルスを収束させることを願うばかりです。

そして、早い時期に日本人 出国者数、外国人入国者数が2019年水準まで戻り、さらに、増加することを祈念しております。

出典名：日本政府観光局

*「富山県青年の船（第1回）」が催行された1971年を1.00とする。
*30年後（2001年）も参考に記載。

*新型コロナウイルス（2019年）が発見された2019年以降、毎年、表示。

*2020年分迄、確定値。2021年は推定値。（下記の計算で算出）

*2021年1～9月までの実績 2019年の日本人 出国者数の2.4% よって $2008.1 \times 2.4\% = 48.2$ 万人とする。
入国者数も同様の計算。

農地転用に係る業務で最近モヤモヤしている事…

中新川支部 中 川 猛

平成30年3月に行政書士登録をして、現在まだ4年目に満たない私ですが、支部の理事、本会広報部部員を務めさせていただいており、大変貴重な経験と共に日々勉強させていただいている今日、本紙行政とやまの会員のひろばに寄稿するようにとの広報部部長命令により（冗談です）、いささか荷が重い思いをしながら、私が主な業務として行っている、農地転用業務を行っていて最近思うことを書きたいと思います。未熟な文章となっていることを予めご容赦ください。

さて、農地転用の依頼があれば、対象農地の転用可能性を探ることになります。お客様から、利用計画等の聞取りを行い、住宅地図や公図から、転用の許可要件は満たせそうだと判断したら、次に行うのが、対象地が「農業振興地域の整備に関する法律」に定める、農用区域に含まれているかどうか、俗にいう「農振除外」が必要かどうかを役所の窓口で確認し、さらに、土地改良事業実施状況及び対象地がその事業の受益地であるかどうかを確認します。土地改良事業の決定から事業完了後8年間は農振除外ができないからです。

この土地改良事業による「8年縛り」（一般的に使われている用語かは不明です。事業決定から工事期間中も含まれますので実質8年以上の期間除外不可＝転用不可）により、事業が実施できない場合があり、売主である農地所有者にその旨話をする「初めて知った！聞いていない！」等々、まれに、お怒りになる方もいらっしゃいま

す。これまでの業務経験から、各土地改良事業を行う際に、受益地に含まれることについての同意等を土地所有者等から取得されているようですが、「8年縛り」の規定について、丁寧に説明がなされていない様に思います。土地改良事業受益地となっている農地所有者や、農業委員の方でさえ「8年縛り」をご存じない方が多いことに驚きます。「こんな進め方でいいの？」と思う一方、「8年縛り」の説明を丁寧に行う事により、改修等が本当に必要であっても、事業が実施できなくなるような場合も容易に想像できる為、私ごとにはどうすることもできず、モヤモヤしながら、お客様に転用を断念していただく為の説明を行っています。

富山県でも、各土地改良区が様々な事業を継続的に行っております。農地所有者の方、農業委員の方、また、中長期的な市町村の都市計画の方針等を策定される方々にこの「8年縛り」は知っておいて頂きたい規定です。

「おらが生きとる間にちゃ どうにもならんがやの…」

これまで数人のお客様が同じような言葉をおっしゃっていたのが、印象に残っています。このような事態にならないよう、少なくとも、現在土地改良事業の実施計画のある地域の方々には、「農業振興地域の整備に関する法律」をご一読されることをお勧めいたします。（我々行政書士もですね！）



黒柴犬メスを飼っています

富山支部 石 橋 真樹子

ちょうど5年前に「黒柴犬を飼いたい」というタイトルで、子供の頃（今から40年ほど前）に飼っていた黒柴犬のメス犬「クロ」について寄稿しました。実は、1年ほど前から、縁あって黒柴犬のメス犬「マロ」と暮らし始めましたので、今回はこのことについて書かせていただきたいと思います。

①飼うきっかけ：血統書つきの柴犬が欲しくて、日本犬保存会の展覧会（富山でも毎年春と秋に開催されています）でギャラリーとしてウロウロしていたところ、今のブリーダーさんと出会いました。マロの5代上のご先祖は、日本一になった柴犬オスです。

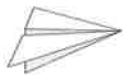
②子犬から育てた感想：想像以上に手がかかりました。歯の生え変わる生後4～5か月目は甘噛みもひどく、まさに地獄でした。一度口にくわえた物は離そうとしないので、特に散歩中の道端のゴミ（使い捨てマスクやポイ捨てタバコ）をくわえた時は飼い主と格闘になり、私も何度か噛まれ出血しました（本当に痛くて夜も眠れず）。動物を

捨てる人の気持ちが、ほんの少しだけ分かりました。

③今どきの飼い方だと感じること：昔とは違い室内飼いです。狂犬病予防注射以外にも、年に1度のワクチン接種のほか、ノミ・ダニ・フィラリア予防薬を月に1回飲ませています。食事にも気を使い、ブリーダーさんのところで買った海外から空輸されたフードを食べさせています。昔よりもペットの平均寿命が長くなっていることにも頷けます。

④今後に期待すること：平日は実家兼事務所にマロを連れて行っています。実家の両親も、私よりもマロが来るのを楽しみに待っている様子です。犬と触れ合うとオキシトシンという幸せホルモンが分泌されるという研究結果もあり、マロには家族だけではなく周囲の人にも幸せを運んでくれることを期待しています。（ちなみに、この原稿を書いている時点で、マロは出産＆育児休暇中です。本当にドッグイヤーでした！）





新入会員の紹介



富山支部
新井 義人

ご挨拶 このたび大阪会から富山会に转会し、新たに所属させて頂きました（出身は富山市です）。

これまでは主に国際業務や許認可業務を行ってまいりましたが、まだまだ業務への知識・経験とも浅く、日々是勉強の毎日です。

諸先輩方のご指導・ご鞭撻のほど、なにとぞ宜しくお願い致します。

趣味はゴルフですので、もしお手合わせする機会がありましたらそちらも併せて宜しくお願い致します。



砺波支部
高田 昇

ご挨拶 令和3年9月に行政書士会に入会させて頂きました高田昇でございます。

地域のみなさまに信頼される行政書士を目指して、スキルアップに努めていきたいと思っております。諸先輩方のご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



富山支部
浦畑 勉

ご挨拶 昨年11月に入会させて頂きました浦畑勉と申します。

税理士業務に従事しながらの開業となりますが、コロナ禍にあって社会の専門家へのニーズも多様化しており、幅広い視点から社会に貢献できればと思っています。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



高岡支部
田中 宏昌

ご挨拶 この度、行政書士会に入会させて頂いた田中宏昌と申します。

これまでの税理士としての経験や情報処理安全確保支援士としての経験を生かして、行政書士の業務においても、デジタルという得意分野を生かして地域社会の発展に貢献できるよう日々精進してまいります。

諸先輩方のご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

会員の異動

新入会員

(どうぞよろしく)

| 支部 | No. | 氏名 | 登録年月日 入会年月日 | 登録番号 会員番号 | 郵便番号 | 事務所の所在地 | TEL | FAX | 摘要 電子メールアドレス |
|----|-----|-------|--------------------|------------------|----------|--------------|----------------|---------------|-----------------|
| 富山 | 182 | 新井 義人 | 1.6.1 3.9.1 | 19261317 1074 | 930-0861 | 富山市有沢新町87 | (090)8347-9524 | (06)7567-8882 | 社 |
| 砺波 | 38 | 高田 昇 | 3.9.15 3.9.15 | 21242108 1075 | 932-0048 | 小矢部市八和町4番31号 | (0766)67-0045 | | |
| 富山 | 183 | 浦畑 勉 | 3.11.1 3.11.1 | 21242376 1076 | 931-8435 | 富山市小西116番地1 | (076)452-2555 | (076)452-2777 | 税 |
| 高岡 | 89 | 田中 宏昌 | 3.11.15 3.11.15 | 21242454 1077 | 935-0024 | 水見市窪615番地 | (0766)91-1700 | (0766)91-1400 | 税 |

退会者

ごくろうさまでした

| 支部 | No. | 氏名 | 廃業年月日 |
|-----|-----|-------|----------|
| 富山 | | 深井 次郎 | 令3.9.13 |
| 中新川 | | 堀田 幸子 | 令3.9.30 |
| 中新川 | | 山田 正 | 令3.10.13 |

ご逝去

つつしんでご冥福をお祈りいたします

| 支部 | No. | 氏名 | 死亡年月日 |
|----|-----|-------|---------|
| 高岡 | | 中山 英樹 | 令3.8.26 |

事務所変更

| 支 部 | No. | 氏 名 | 変更年月日 | 郵便番号 | 事務所の所在地 | T E L | F A X | 摘 要 電子メールアドレス |
|-----|------|-------|----------|----------|------------------------------|-----------------|----------------|----------------------|
| 下新川 | 22 | 飯村 芳雄 | 令3.8.13 | 938-0801 | 黒部市荻生3039番地2 | (0765) 54-1605 | (0765) 54-1605 | 住居表示変更 |
| 富山 | 136 | 寺林 英嗣 | 令3.9.15 | 939-2251 | 富山市下大久保3365番地1 | (076) 482-5787 | (076) 482-5909 | 所在地変更 |
| 富山 | 103 | 川西 孝昭 | 令3.9.15 | 930-0845 | 富山市綾田町1丁目8番23号 SUMIKA-05号 | (076) 471-5888 | (076) 471-5889 | 所在地変更 |
| 中新川 | 5 | 柿沢 清一 | 令3.9.15 | 936-0066 | 滑川市菰原157番地3 | (076) 475-1422 | (076) 475-1422 | 住居表示変更 |
| 下新川 | 1 | 吉田 義久 | 令3.9.15 | 938-0027 | 黒部市中新199番地3 | (0765) 54-1901 | (0765) 54-1902 | 住居表示変更 |
| 下新川 | 3 | 岩場 達夫 | 令3.9.15 | 939-0626 | 下新川郡入善町入膳4955番地6 | (0765) 72-0344 | (0765) 72-0650 | 住居表示変更 |
| 下新川 | 4 | 畠平 與作 | 令3.9.15 | 938-0031 | 黒部市生地神区356番地6 | (0765) 54-1763 | (0765) 54-1795 | 住居表示変更 |
| 下新川 | 11 | 渡瀬 義明 | 令3.9.15 | 938-0001 | 黒部市荒俣147番地3 | (0765) 57-0252 | | TEL番号変更 所在地変更 |
| 高岡 | 79 | 吉田 裕幸 | 令3.9.15 | 938-0918 | 高岡市大坪町1丁目3-13 | (0766) 50-8707 | (0766) 73-6011 | 所在地変更 |
| 下新川 | 12 | 平田 稔 | 令3.9.30 | 938-0035 | 黒部市牧野929番地3 | (0765) 52-0556 | (0765) 52-1084 | 住居表示変更 |
| 砺波 | 35-1 | 上田 祐紹 | 令3.10.15 | 932-0224 | 南砺市藤橋52番地 | (050) 3716-2697 | (0763) 82-0683 | 支部変更(富山→砺波) 所在地変更 |
| 下新川 | 17 | 川村 鐵實 | 令3.11.30 | 937-0041 | 魚津市吉島3794番地2 | (0765) 24-1205 | (0765) 24-1216 | 住居表示変更 |



事務所訪問



中村よしたか行政書士事務所

広報部 大岡 辰昇

富山支部の中村先生の事務所におじゃましてきました。事務所は富山市蜷川にあります。コスモス成年後見サポートセンター富山県支部の支部長としてご活躍中です。



・開業したきっかけと主な業務

20年ほど電子部品の設計の仕事をしていたのですが、「お客様の顔が見える仕事がしたい」と一念発起。働きながら勉強をし、試験に合格。2012年に開業。成年後見、遺言、相続などの高齢者向けの業務を主に取り扱っています。

傍から見れば、20年続けた仕事を辞めて、保障もないコネもない畑違いの仕事に一から飛び込むなんて、チャレンジャー以外の何者でもないかもしれません。

しかし、毎日遅くまで残業の日々に、「自分はこのままでいいのか?」と。自分の人生を考えたとき、やはり「喜ぶ人の顔が見える仕事がしたい」という情熱に嘘はつけず、奥様の同意と協力を得、独立開業に踏み切りました。

開業から3年は大変でした。電話もならない、誰も来ない、そんな日々。どの分野の仕事をしようか考えていた頃、たまたま奥様が地域包括支援センターにお勤めだったことから、まずは施設を中心に営業を行っていきました。そこから相談・依頼が入るようになり、少しずつ積み重ね、事務所を軌道に乗せることができました。

・成年後見・高齢者向け業務

成年後見というと、「大変な割にあまり儲から

ない」というイメージがあり、敬遠されている方が多いかもしれません。

確かに、一部にそういう面はあるかもしれませんが、依頼者それぞれ個々の状況があり、あまり詳しくはお伝え出来ませんが、決してそれだけの業務ではありません。

事務所経営という面では、成年後見は相続や遺言に繋がる事が多く、成年後見をきっかけとして展開していくことができます。

また、依頼者に直接寄り添う、人生に寄り添う業務というのは、とてもやりがいがあります。

今後、高齢者が多くなり、成年後見を始めとした高齢者向け業務は伸びしろがある、ニーズが高まっていく分野です。

その一方で、成年後見人のなり手が足りていないという現実があります。

もし、これから新しい分野にチャレンジしてみようという方や、新しく開業された方で分野が決まっていない方がおられたら、是非とも成年後見をやってみてください。おすすめです。

・挑戦と情熱

柔らかい表情の中村先生ですが、「挑戦する心」と「人のために」という情熱がひしひしと伝わってきました。

中村先生、お忙しいところ、快く事務所訪問に応じていただきありがとうございました。



県政連だより

富山県行政書士政治連盟 会長 星野克己



令和4年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃、会員皆様には富山県行政書士政治連盟の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年6月から12月までの本連盟の活動状況について、報告致します。

令和3年度日行連定期大会に出席

6月15日 ホテルオークラ東京で開催。代議員として渡辺副会長、吉田幹事長が出席。第1号議案 令和2年度運動経過報告について。第2号議案 令和2年度決算報告について。第3号議案 日行連規約の一部改正(案)について。第4号議案 令和3年度運動方針(案)について。第5号議案 令和3年度収支予算(案)について。第6号議案 役員を選任について。

高岡市長に顧問委嘱状を伝達

8月5日 高岡市役所市長室において、角田高岡市長に顧問の委嘱状を伝達しました。「高岡を変えていこう」という熱い思いを感じました。一層のご活躍を期待しております。

本連盟顧問の田畑裕明衆議院議員が総務副大臣に就任

10月4日 岸田内閣発足に伴い、本連盟顧問の田畑裕明衆議院議員が総務副大臣に就任されました。心よりお祝い申し上げます。

第2次岸田内閣発足で引き続き、総務副大臣に

再任されました。より一層のご活躍を期待しております。

自由民主党富山県連政談演説会に出席

10月18日 国際会議場にて自由民主党「政談演説会」が開催されました。野上県連会長より挨拶があり、田畑第1選挙区支部長、上田第2選挙区支部長、橘第3選挙区支部長より決意表明がなされました。

第49回衆議院議員選挙について

10月14日 田畑裕明選挙事務所、上田英俊選挙事務所、橘慶一郎選挙事務所を訪問。檄文・推薦状を持参しました。

10月19日 田畑、上田、橘各候補の出陣式に参加しました。

10月22日 田畑候補激励のため、金子総務大臣が来県されたので、田畑事務所を訪問しました。

10月23日 田畑候補激励のため、片山さつき参議院議員が来県されたので、田畑事務所を訪問しました。

10月31日 投票・開票で本連盟が推薦しました各候補が当選されました。

野上浩太郎参議院議員の国政報告会に出席

11月23日 国際会議場で参議院自民党幹事長代行の野上浩太郎議員の国政報告会が開催され、農林水産大臣の384日を振り返り、取り組んできたことを熱く語られました。



活動状況の報告



コスモスとやま支部長 中村好孝

1. 定時総会開催

令和3年9月6日(月)、富山県支部の第11回定時総会を、ハイブリッド方式にて開催しました。今年、役員改選の年であり、2期4年間務められた森田幸支部長に代わり、私が新支部長としてバトンを引き継ぐこととなりました。



2. 活動報告

(1) 無料相談会

富山地区、高岡地区、新川地区にて定期の無料相談会を実施しています。

(2) 月例研修会

会員相互の情報共有を図るための研修会であり、コロナ禍の中でもオンライン方式にて継続してきました。ただ、オンラインでは、なかなか会員同士のコミュニケーションがとれないため、コロナの状況も見ながら、少しでも対面の機会を設けるために、11月よりハイブリッド方式に切り替えて実施しています。

(3) 講師派遣

- ① 富山市の柳町・清水町地域包括支援センターと居宅支援事業所の合同研修会（9月）

「財産管理委任契約について」

講師：片山茂樹会員

丁度、蔓延防止措置等重点措置が適用さ

れていた頃であったためオンライン方式での参加となりました。

- ② 高岡市の能町公民館にて出張セミナー（11月）

「老後の安心できる暮らし」

講師：渡邊里美会員

校下自治会より35名が参加され、講演後には、相談会も実施しました。

- ③ 富山市民生委員児童委員協議会の北ブロック研修会（11月）

「成年後見制度について」

講師：中村好孝会員

地区の民生委員、約80名が受講されました。

- (4) 家裁への後見人等候補者の推薦

富山家裁（富山、高岡、魚津）へ多くの会員を推薦しており、令和3年1月から11月現在の推薦者数は、のべ31名となっています。

- (5) 中核機関への参加

富山市中核センターにて受任者調整会議があり、森田幸前支部長が出席し、行政、社協、弁護士、司法書士、社会福祉士とともに受任者案件を処理しました。

コスモスとやまは、令和4年3月で設立10周年を迎えます。設立以来の活動の成果として、富山県内でも存在が認知されてきており、その証として、法定後見・任意後見の受任数は、全国のコスモスの中で神奈川県、埼玉県に次ぐ3番目となっています。また、コスモス本部では、公益社団法人への移行の準備も進められており、社会的使命を果たすべく、さらなる活動の発展と組織の強化を図っていきたいと考えていますので、皆様の益々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

会員処分の公表

被処分者氏名又は法人名称：宮 崎 寿 朗
登録番号又は法人番号：10240600
事務所の名称：宮崎寿朗行政書事務所
事務所の所在地：富山県黒部市石田856番地
処分年月日：令和3年9月14日
処分内容：訓告

上記処分をした理由

依頼人より、被処分者が同氏の妹の代理人を名乗り催告書を送付し、被処分者にその回答を求めたため同氏より懲戒処分申請がされたことについて、紛争性のある当事者相手に安易に代理人と記載し催告書を送付し、同通知および催告に係る事実の事項についての回答のみならず、本来、相続人に対して交付すべき財産目録を代理人であると称し自らに交付を求める要請を被処分者自身がおこなったことは行政書士法第1条の2第2項に違反し、あわせて、これらの事実をもって相手に不信を抱かせたことは、下記法令違反である。

上記処分の根拠となった法令及び会則の条文

行政書士法第1条の2第2項違反の疑い
行政書士法第10条違反
行政書士法第13条違反
日本行政書士会連合会会則第59条違反
日本行政書士会連合会会則第60条違反
日本行政書士会連合会会則第62条違反
富山県行政書士会会則第51条違反
富山県行政書士会会則第52条違反

事 - 務 - 局 - だ - よ - り

◇令和3年

| 月 | 日 | 曜 | 行 事 | 出席人数 |
|------------------|----|------------------|---|------|
| 8 | 4 | 水 | 中部地方協議会担当者会議（オンライン会議）村田副会長ほか | 4 |
| | 5 | 木 | 第5回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか | 2 |
| | 10 | 火 | 綱紀委員会（本会会議室）広沢委員長ほか | 5 |
| | 23 | 月 | 継続検査 OSS 申請についての研修会（富山県総合情報センター）講師 大塚会長 | 38 |
| | | | 丁種封印管理委員会指定研修（富山県総合情報センター）講師 奥村封印管理委員長 | 38 |
| | | | 新規登録事務所調査（砺波市）上田砺波支部長 | 1 |
| | 26 | 木 | 変更登録事務所調査（黒部市）三由下新川支部長 | 1 |
| | 27 | 金 | 変更登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長 | 1 |
| 31 | 火 | 部長会（本会会議室）大塚会長ほか | 9 | |
| 9 | 6 | 月 | 変更登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長 | 1 |
| | 13 | 月 | 臨時理事会（富山県民会館）大塚会長ほか | 21 |
| | | | 支部長・広報部・法規部監察部門合同会議（富山県民会館）大塚会長ほか | 18 |
| | 14 | 火 | 「広報月間」県各課・新聞各社訪問（富山市）大塚会長ほか | 6 |
| | 24 | 金 | 丁種封印管理委員会指定研修再講義（富山県総合情報センター）講師 奥村封印管理委員長 | 16 |
| | 28 | 火 | 部長会（本会会議室）大塚会長ほか | 8 |
| 10 | 1 | 金 | 広報月間無料相談会（本会事務所）大塚会長ほか | 7 |
| | 4 | 月 | 広報月間無料相談会（本会事務所）大塚会長ほか | 7 |
| | 5 | 火 | 第6回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか | 3 |
| | 7 | 木 | 変更登録事務所調査（南砺市）上田砺波支部長 | 1 |
| | | | 新規登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長 | 1 |
| | 8 | 金 | 令和3年度新入会員研修（富山県民会館）大塚会長ほか | 28 |
| | 14 | 木 | 新規登録事務所調査（高岡市）飯野高岡支部長 | 1 |
| | 15 | 金 | 広報月間無料相談会（総曲輪グランドプラザ）大塚会長ほか | 16 |
| | 17 | 日 | 特定行政書士考査（本会会議室）渡辺考査責任者ほか | 2 |
| | 18 | 月 | 上半期会計監査（本会会議室）大塚会長ほか | 7 |
| | 22 | 金 | 日行連と中部地方協議会各単位会との連絡会（岐阜市）大塚会長ほか | 3 |
| | 29 | 金 | 部長会（本会会議室）大塚会長ほか | 9 |
| 11 | 1 | 月 | 令和3年度行政書士試験監督員会議（富山県民会館）村田試験場責任者ほか | 46 |
| | 2 | 火 | 法規部会（本会会議室）飯野法規部長ほか | 9 |
| | 8 | 月 | 広報部会（本会会議室）久郷広報部長ほか | 9 |
| | 11 | 木 | 第15回富山県空き家対策官民連絡協議会（富山県民会館）大岩企画研修部長 | 1 |
| | 12 | 金 | 外国人高度人材等受入手続きに係るセミナー（ホテルグランテラス富山）大塚会長ほか | 49 |
| | 14 | 日 | 令和3年度行政書士試験（富山大学）村田試験場責任者ほか | 46 |
| | 18 | 木 | 北陸地区所有者不明土地対策連携協議会研修会（オンライン方式）大岩企画研修部長 | 1 |
| | 30 | 火 | 北陸地区所有者不明土地対策連携協議会講習会（オンライン方式）雄川企画研修部副部長 | 1 |
| 部長会（本会会議室）大塚会長ほか | | | 9 | |
| 12 | 6 | 月 | 中部地方協議会担当者会議（岐阜市）村田副会長ほか | 4 |
| | 8 | 水 | 第7回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）川西委員長ほか | 3 |
| | 10 | 金 | 法規部会（本会会議室）飯野法規部長ほか | 9 |
| | 14 | 火 | 広報部会（本会会議室）久郷広報部長ほか | 9 |

| 月 | 日 | 曜 | 行 事 | 出席人数 |
|----|----|---|-----------------------------|------|
| 12 | 15 | 水 | 部長会（本会会議室）大塚会長ほか | 7 |
| | | | 理事会（本会会議室）大塚会長ほか | 20 |
| | 17 | 金 | 市民の権利利益促進特別委員会（本会会議室）大塚会長ほか | 9 |
| | | | 支部長会（本会会議室）大塚会長ほか | 7 |
| | 21 | 火 | 事務所増室移転整理（本会事務所）澤田副会長ほか | 9 |

ホームページをご活用ください



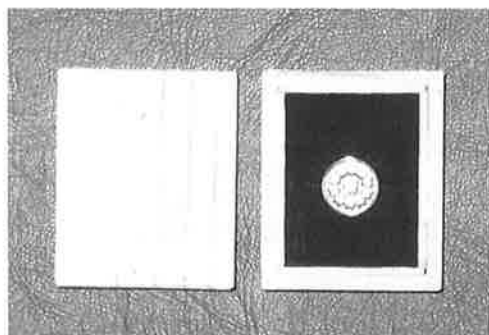
お知らせ

行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の 取扱いについて（お知らせ）

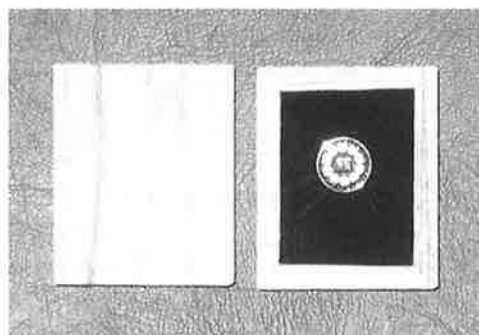
本会では、行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章を取扱っています。
ご入用の方は、事務局までお申し付けください。

行政書士徽章 3,000円／1個

行政書士補助者徽章 1,100円／1個



行政書士徽章
(直径約 15mm 金色)



行政書士補助者徽章
(直径約 14mm 銀色)

*** 会費の納入について(お願い) ***

会費の納入につきましては、常々深いご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。令和3年度上半期会費、令和3年度下半期会費未納の方は至急納入下さるようお願い申し上げます。

令和4年度上半期の会費は4月に納入をお願い致します。尚、口座振替をご利用の方は、5月上旬に引き落としさせていただきますのであらかじめ預金残高のご確認をお願いいたします。

注) 令和4年度上半期本会会費は33,000円です。

便利な口座振替をご利用ください。事務局へお電話をいただければ、申込書をお送り致します。

TEL 076-431-1526

令和4年度定時総会開催日のお知らせ

令和4年度定時総会については、下記のとおり開催を予定しておりますので、予めお知らせします。

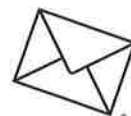
令和4年度定時総会

開催日 令和4年5月20日(金)

開催場所 ホテルグランテラス富山
富山市桜橋通り2-28



メールアドレス登録のお願い



本会では、迅速な連絡と事務効率の向上のためメールによる連絡を推進しています。

メールにての連絡をご希望される会員の方は、以下のアドレスに、支部名、氏名をご記入の上「メールによる連絡可」としてメールを送信してくださいますようお願いいたします。

Mail : gytmaebf@image.ocn.ne.jp

年齢早見表

西暦2022年

| 年号 | 西暦 | 年齢 | 年号 | 西暦 | 年齢 | 年号 | 西暦 | 年齢 |
|-------|------|-----|----|------|----|-----------|------|----|
| 明治 44 | 1911 | 111 | 24 | 1949 | 73 | 昭和 62 | 1987 | 35 |
| 大正 元 | 1912 | 110 | 25 | 1950 | 72 | 63 | 1988 | 34 |
| 2 | 1913 | 109 | 26 | 1951 | 71 | 平成 元 | 1989 | 33 |
| 3 | 1914 | 108 | 27 | 1952 | 70 | 2 | 1990 | 32 |
| 4 | 1915 | 107 | 28 | 1953 | 69 | 3 | 1991 | 31 |
| 5 | 1916 | 106 | 29 | 1954 | 68 | 4 | 1992 | 30 |
| 6 | 1917 | 105 | 30 | 1955 | 67 | 5 | 1993 | 29 |
| 7 | 1918 | 104 | 31 | 1956 | 66 | 6 | 1994 | 28 |
| 8 | 1919 | 103 | 32 | 1957 | 65 | 7 | 1995 | 27 |
| 9 | 1920 | 102 | 33 | 1958 | 64 | 8 | 1996 | 26 |
| 10 | 1921 | 101 | 34 | 1959 | 63 | 9 | 1997 | 25 |
| 11 | 1922 | 100 | 35 | 1960 | 62 | 10 | 1998 | 24 |
| 12 | 1923 | 99 | 36 | 1961 | 61 | 11 | 1999 | 23 |
| 13 | 1924 | 98 | 37 | 1962 | 60 | 12 | 2000 | 22 |
| 14 | 1925 | 97 | 38 | 1963 | 59 | 13 | 2001 | 21 |
| 昭和 元 | 1926 | 96 | 39 | 1964 | 58 | 14 | 2002 | 20 |
| 2 | 1927 | 95 | 40 | 1965 | 57 | 15 | 2003 | 19 |
| 3 | 1928 | 94 | 41 | 1966 | 56 | 16 | 2004 | 18 |
| 4 | 1929 | 93 | 42 | 1967 | 55 | 17 | 2005 | 17 |
| 5 | 1930 | 92 | 43 | 1968 | 54 | 18 | 2006 | 16 |
| 6 | 1931 | 91 | 44 | 1969 | 53 | 19 | 2007 | 15 |
| 7 | 1932 | 90 | 45 | 1970 | 52 | 20 | 2008 | 14 |
| 8 | 1933 | 89 | 46 | 1971 | 51 | 21 | 2009 | 13 |
| 9 | 1934 | 88 | 47 | 1972 | 50 | 22 | 2010 | 12 |
| 10 | 1935 | 87 | 48 | 1973 | 49 | 23 | 2011 | 11 |
| 11 | 1936 | 86 | 49 | 1974 | 48 | 24 | 2012 | 10 |
| 12 | 1937 | 85 | 50 | 1975 | 47 | 25 | 2013 | 9 |
| 13 | 1938 | 84 | 51 | 1976 | 46 | 26 | 2014 | 8 |
| 14 | 1939 | 83 | 52 | 1977 | 45 | 27 | 2015 | 7 |
| 15 | 1940 | 82 | 53 | 1978 | 44 | 28 | 2016 | 6 |
| 16 | 1941 | 81 | 54 | 1979 | 43 | 29 | 2017 | 5 |
| 17 | 1942 | 80 | 55 | 1980 | 42 | 30 | 2018 | 4 |
| 18 | 1943 | 79 | 56 | 1981 | 41 | 令和元(平成31) | 2019 | 3 |
| 19 | 1944 | 78 | 57 | 1982 | 40 | 令和 2 | 2020 | 2 |
| 20 | 1945 | 77 | 58 | 1983 | 39 | 3 | 2021 | 1 |
| 21 | 1946 | 76 | 59 | 1984 | 38 | 4 | 2022 | 0 |
| 22 | 1947 | 75 | 60 | 1985 | 37 | | | |
| 23 | 1948 | 74 | 61 | 1986 | 36 | | | |

年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日以前の年齢は「1」を引いてください。

各年号の最終年月日 平成31年4月30日
 昭和64年1月7日
 大正15年12月25日
 明治45年7月30日

富山県行政書士会

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 原 稿 募 集 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

会報「行政とやま」第89号（令和4年8月）掲載の原稿につき、会員の皆様の積極的なご投稿をお待ち致しております。

1. 投稿内容

- ①行政書士会に対する意見、要望
- ②時事問題に関する意見
- ③事務上の参考資料
- ④文芸作品（俳句、短歌、川柳等）
- ⑤紀行文
- ⑥随筆、随想
- ⑦私の業務日誌等

2. 投稿方法及び字数

原稿用紙又はFAX・メールで、400字以内

3. 投稿期日

随時

4. 投稿先

富山県行政書士会事務局

※掲載については、編集担当者による、内容の一部添削、訂正可否を一任願います。

編 集 後 記

令和3年を振り返ると、コロナ一色であったと思われがちだが、東京オリンピックや松山英樹マスターズ制覇、二刀流大谷翔平 MVP に史上最多優勝横綱白鵬引退と、実は後世に語り継がれるであろう出来事があった年である。もっとも、これは私個人の主観であって一人ひとり印象に残ったことが異なることは論をまたない。それぞれが楽しく充実した一年であったことを切に願う。

行政書士制度は令和3年で70周年を迎えた。これは先人の不断の努力の賜物であると同時に、現役である我々が日々研鑽を重ね続けてきた結果である。矜持をもってこれからも業務に邁進し未来への懸け橋を次世代につなげたい。

コロナにより、否が応でも社会は変化せざるを得なかった。これからも変わり続けることは間違いないだろう。ITならまだなんとかなるが、SDGsだDXだと横文字を並べられても、ついていけないというのが昭和生まれである私の率直な思いである。さはさりながら……。なかなか辛い世の中になった。

誕生日に感想を求められ「日に新た、日々日々新た、日に新た。がんばろう」と記者団に答えたのは、ぶらさがり会見を効果的に使い、長期政権を築いた小泉首相（当時）である。「変わらずに生き残るためには、自ら変わらなければならない」と名画山猫のワンシーンにあった。結局、森羅万象には抗えない。世の中は変わっていく。であるならば、会員が今後予想される業務のIT化等の変化に安心して対応できる情報発信をしていくことも、我々広報部の責務の一つになっていくのではなからうか。これからも有意義な情報を提供し、常に前向きな変化をしていくことをここに誓いたい。 (K.O)

《表紙の写真》

掲載した写真は、地上138mから撮影した、高岡市庄川の風景です。

無人航空機（ドローン等）には、航空法により、飛行禁止区域が以下のとおり定められています。

航空法（飛行の禁止空域）

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
航空法施行規則（飛行の禁止空域）

第二百三十六条 法第三百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

二 前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

三 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

四 前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

第二百三十六条の二 法第三百三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

※航空法第三百三十二条の規制空域の解除は、どちらも国土交通大臣の許可が必要ですが、第一項第一号は航空機との接触回避に関する規制で、第一項第二号は人や物の安全に対する規制です。包括申請許可は、第一項第二号は許可されますが、第一項第一号は許可されません。（飛行機と接触したら、大変なことになります。）

会報 行政とやま 第88号

発行所 富山県行政書士会
富山市丸の内1丁目8番15
余川ビル2F
(076) 431-1526

発行人 会長 大塚 謙 二

編集 広報部

発行年月日 令和4年1月8日

印刷 北日本印刷株式会社



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



あけまして
おめでとう
ございます



富山県行政書士会

会長 大塚 謙 二

役職員一同



会報 行政とやま



富山県行政書士会

